

青年部には、23歳頃に先輩方に誘われて入部した。当初は、名前だけでイベント・事業にも参加していなかったが、青年部の仲間と飲みにケーションしているうちに色々な活動にも積極的に出るようになった。

八千代町は、夏・秋祭りの二大イベントがあり、その都度みんなと意見交換をして、地域の皆さん・子ども達に楽しんでもらえるように活動してきた。

何より、部長という大役を務められるのも、まず家族・



秋まつり 職業体験会にて

わたしのいちばん
50

支えてくれる仲間

八千代町商工会
青年部部长

阿部 裕介さん
(阿部建材工業株)

副部長・部長・事務局のみんなの支えがあつて出来る事だと思つている。

茨城県最低賃金が改正されました。

茨城県最低賃金

令和2年10月1日から

使用者も労働者も
チェック!

時間額 851円



年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

中小企業・小規模事業者が事業場内の最低賃金を一定額引き上げて、生産向上のための設備投資等を行った場合、その費用の一部を助成する制度(業務改善助成金)があります。詳しくは、茨城労働局雇用環境均等室へ(電話029-277-8294)

詳しくは茨城労働局賃金室
(029-224-6216)へ

茨城県の最低賃金 茨城労働局 検索

厚生労働省 茨城労働局・労働基準監督署

経営ワンポイント

中小企業事業継続応援貸付金のご案内

売上が急減した中小企業・個人事業主に対し、県と市町村が協調して事業継続のための貸付を行います!

受付場所 お近くの商工会・商工会議所

受付期間 2021年2月26日まで

| | | |
|-----|------|---|
| 貸付額 | 上限 | 200万円/事業者(県3/4,市町村1/4) |
| | 計算方法 | 原則 前年の年間売上 × 1/2 - (対前年▲50%以上の単月売上 × 6か月) ※昨年中に創業した場合等は別途計算 |

貸付対象者 県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で、次のいずれにも該当する者(下記について審査があります)

- 2019年12月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること
- 2020年1月から12月のうち、2019年同月比で1か月の売上が**50%以上減少している月があること**(昨年中に創業した場合は、月平均で50%以上減少していること)(注)
- 公的融資制度及び民間金融機関による融資を受けられなかったこと
- 県税・市町村税について、原則として未納がないこと
- 暴力団等反社会的勢力ではないこと等

(注) 確定申告書など内容の確認ができる書類の提出が条件となります。

| | | |
|------|-------|---|
| 貸付条件 | 対象業種 | 中小企業信用保険法第2条に規定する業種として幅広い業種を対象としています。(一部例外あり) |
| | 貸付期間 | 10年以内(据置5年以内) ※10年を限度に1回の延長可 |
| | 貸付利子等 | 無利子・無担保 |
| | 保証人 | 代表者保証(法人の場合) |
| | 償還方法 | 原則、半年賦又は一括 |

※詳細は、お近くの商工会・商工会議所にご確認ください。

制度説明ホームページ **茨城県 中小企業事業継続応援貸付金** 検索

中小企業相談室

女性活躍推進法が改正されました!

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を受けて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が**令和二年四月二日より順次施行**されています。

1. 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
(令和四年四月二日施行)

常時雇用する労働者数20人以上300人以下企業においては、「行動計画」といいます。(以下の策定届出、自社の女性活躍に関する情報公表が義務化されます。

2. 女性活躍に関する情報公表の強化

常時雇用する労働者数30人以上企業においては、女性の職業生活における活躍に関する情報公表等が強化されました。

① 行動計画の策定内容の拡充
(令和二年四月二日施行)

原則として数値目標に関する項目の「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」、「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の区分ごとに二項目以上計二項目以上)を選択し、それぞれに関連する数値目標を定めた行動計画を策定する必要があります。

② 情報公表内容の拡充
(令和二年六月一日施行)

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」、「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用管理の整備」の各区分

から、それぞれ二項目以上を選択して、二項目以上情報公表する必要があります。

3. 特例認定制度の創設
(令和二年六月一日施行)

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定が創設されました。



◆お役立ち情報◆

★中小企業事業主の皆さまの女性活躍を支援します!★

厚生労働省では「中小企業のための女性活躍推進事業」として、女性活躍推進アドバイザーによる個別企業訪問支援や電話メール相談を無料で行っていますので、現状把握・課題分析、行動計画の策定等に是非ご利用ください!

【問合せ先】LECC東京リーガルマイルド 女性活躍推進センター(委託運営先)
Tel 0120-982-230
(URL: https://joseikatsuyaku.com/ ※こちらのフォームからの申込みも可能です)

★情報公表先にお薦めです★
自社の取組に関する情報や、行動計画の外部への公表にあたっては、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」をご利用ください。
(URL: https://positive-ryouritsumihw.go.jp/positivevb/)

【問い合わせ先】
茨城労働局雇用環境均等室
029-277-8295

常陽 法人インターネットバンキング

WEB OFFICE

ジェイウェブオフィス

法人・事業主様向けのインターネットバンキングサービス

オフィスのパソコンがそのまま常陽銀行の窓口!

体験版はこちらへアクセス ▶ JWBOFFICE 検索

さらに便利になった JWBOFFICE を是非「試して」みてください。 <http://www.joyobank.co.jp/jwboffice/>

ベストパートナーバンク 常陽銀行

「商工貯蓄共済」

貯蓄 融資 保険

お申し込みはお近くの商工会へ

ibarak!